

# 吸収分割契約に関する事後開示書面

(会社法第 801条、同第791条及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021年10月1日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー  
株式会社ココカラファイングループ

2021年10月1日

## 吸収分割契約に関する事後開示書面

千葉県松戸市新松戸東9番地1  
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー  
代表取締役社長 松本 清雄

横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
株式会社ココカラファイングループ  
代表取締役社長 塚本 厚志

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社ココカラファイングループ（以下「分割会社」といいます。）は、2021年4月28日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社の本部機能に関して有する権利義務等を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

なお、本件分割は、承継会社においては会社法第796条第2項に規定する簡易分割、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

### 記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続（吸収分割の差止請求手続）の経過について  
本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第785条の規定による手続（反対株主の買取請求手続）の経過について  
本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
  - (3) 会社法787条の規定による手続（新株予約権の買取請求手続）の経過について  
分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続（債権者保護手続）の経過について  
分割会社は、会社法第789条第1項第2号に定める債権者が存在しないため、該当事項はありません。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
- (1) 会社法第796条の2の規定による手続（吸収分割の差止請求手続）の経過について  
本件分割は、承継会社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第796条の2ただし書により、株主は、同条に基づいて本吸収分割をやめることを請求する権利を有しないことから、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第797条の規定による手続（反対株主の買取請求手続）の経過について  
本件分割は、承継会社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第797条第1項ただし書により、株主は、株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第799条の規定による手続（債権者保護手続）の経過について  
承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2021年7月12日付の官報及び同日付の電子公告において債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である2021年10月1日をもって、分割会社の営む事業のうち、本部機能を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は約371百万円（概算値）、負債の額は0百万円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法規則第189条第5号）

2021年10月1日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上